



広報

9月号 No. 167

おんが

発行 昭和49年9月7日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



秋をつげるススキ

いよいよ秋も本番近し

(町内島津にて)

人のうごき (8月の住民基) 本台帳から

人口	10,189人	(+19)
男	4,839	(+5)
女	5,350	(+14)
世帯数	2,802戸	(+3)

() 内は前月比

- 一日 防災の日、ガン制圧月間
- 十五日 敬老の日、老人福祉週間
- 二十日 航空の日、彼岸入り
- 二十三日 秋分の日
- 二十四日 結核予防週間
- 三十日 十五夜

9月のこよみ



同和教育を

みんなのものにするために

はじめに

私たちは、いろいろな人と接して社会生活を営んでいます。明るい民主社会を実現することは、私たちの願いであります。しかし私たちの身のまわりを見渡すと、不合理なことや、いろいろな差別が起っていることはご承知のとおりです。いわれなき差別などがあるのはいけない……と云うことは小さな子供たちでも知っています。現実の中では今まで培われてきた偏見や意識が、みんなの心の中に巣くっています。これらを一掃するには教育の力で正しい科学的な解説をして「同和」問題の解決に国民すべての課題として取組まねばなりません。特に小学校中学校社会科の歴史的分野の教科書に教材として取り上げられているので今こそ私たちは正しく認識し理解しなければならぬ時です。

同和問題の解決は、国及び地方公共団体の責務であり、国民すべての課題である……と同和対策協議会答申や同和対策特別措置法に明記されて居ります。ところが今では残念ながら一部の同和教育に熱心な方や解放運動をしている人達の努力にかたよった感があります。今日から私たちは「同和教育をみんなのものにする……」運動

に真剣に取り組まねばなりません。この資料は県教育庁発行の資料に基づき基本的課題と思われるものを掲載したものです。どうぞ熱誠の上で理解下さるようお願い申し上げます。

「皆さんご存じですか」

問(1)「部落差別のおこり」とは一口に云ってどんなことですか。

差別は江戸時代につくられた身分制度にはじまるのです。江戸幕府は、政権を安定させるために民衆をたくみに分裂させ住む場所をきめ、服装を制限し、職業の自由さえうばって身分を固定させました。当時武士のくらは農家がおりていたが民衆の大部分をしめていた農民は武士につく身分とされていましたが、実際は高い年貢をおさめ、不自由で苦しい生活をしていられたのです。このことからくる不平不満をそらすために、農民より下の身分をつくらせて身分制度をたくみに利用したのです。このように身分をきめることにより人間とおしを差別させあうようなやりかたをしたのです。こうして最下級の身分とされた人たちは農民より条件の悪い場所に居住させ職業も人のいやがるものに制限したのです。このようにして同和地

区住民は封建社会の身分制度のもとで最下級の賤しい身分として位置づけられ職業住居婚姻交際等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間の人間として人格をふみにじられたのです。

このように歴史的背景にもとづくものであって、政治的世人の偏見を打破するためにも、はっきり断言しておくかねばならないのは、うたがいがもなく日本民族であるし日本国民であります。

問(2)わかりました。だが部落問題はそっとしておいた方がよいのではないのでしょうか。

「同和教育だ」。同和事業だ。解放運動だとやかましく云うからかえって何も知らない人にまで部落のことを知らせることになり差別が広がるのだ……と云う意見もあります。又、今の子どもは何も知らない余計なことを教えないで、そっとしておけば自然に問題は解決するの……という人もいます。あなたはどうか考えますか。明治四年に解放令が出て百年になる今でも部落差別はなぜ残っているのでしょうか。そっとして本気で取り組まなかったからこそ、この問題が少しも解決されないまま残っているのです。ねた子を起すな。では、いつまでたっても部落問題は解決しないのです。ねた子を起して、即ち部落問題を正しく認識してこそいわれなき差別に気付

問(3)部落だけよくしてやるのはおかしい、貧乏は一般地区にもあ

こんな考え方を内心もっている人は案外多いと思います。だがこの問題を考える時に、大切なことは、部落差別ぬきにして考えてはいけません。なるほど一般地区にも貧乏はあります。しかし部落の貧乏とは本質的にちがうのです。怠け者だからという人もいます。とんでもない間違いです。部落の人たちが貧乏なのは安定した仕事につくことができない仕組みにな

っていたからです。何かの事情で失業したからではありません。始めからまともな仕事につけないようにされてきたからです。これは部落の歴史を学習すれば明らかです。部落の貧乏は差別された結果なのです。部落の人々が生活している環境や道路住宅仕事など非常に悪い状態におかれているのが実態です。そのことが部落を差別する観念をうえつけて行ったのです。このように政治のしくみが原因で部落をつくったのですから特別措置法にもありますように行政の責任でこの解決にあたらなくてはなりません。

問(4)同和教育とは一口にいつてどんなことですか？

同和教育は民主主義確立の基本的課題であります。したがって同和教育は法のもとにおける自由平等の原則に基づき人権尊重の精神

を貫くことがその中心課題であります。同和教育は何ら特別な教育ではありません。個人の尊厳を重じ、合理的精神を尊重する教育活動として同和地区のない地域におきましても積極的に実施されなければなりません。同和教育は部落差別の問題に対するすべての人びとの科学的認識と理解をふかめそれを通して人権尊重の精神につらぬかれた民主主義の普遍的価値原理を身につけた人間の育成をはかるものであります。同和教育は部落差別の問題の学習を通してさらに一般的に社会に存在するあらゆる差別に対して鋭い眼を向け、その原因やしくみを洞察し、それを排除していくための思考力と実行力の育成にまですすもうとするものであります。ただ同和教育活動の実際の展開にさいしては、地域の実情を十分考慮したものでなければなりません。地域の具体的実情を配慮しない教育は結局観念論に終わると云うことであります

同和教育の実践の展開に当ってはこれら先人の貴重な努力を尊重して、それに多く学ぶことが大切であることは、云うまでもありません。

問(5)同和問題の解決はなぜ国民的課題なのでしょう。か。

わが国の社会的、政治的、諸制度の民主化がいかにめざましく前進し、経済の高度成長と社会文化的生活がいかに進歩を遂げ

しても同和問題が依然として未解決のままに取り残されているとしますと、民主的な文化国家として日本の真の発展はありえないと云うべきでありましょう。こうした意味で同和問題の解決は決して同和地区住民だけの問題ではありません。むしろ差別的現実的存在に目をつむり、あるいはそれを肯定する側の人びとの問題であるという方が正しいでしょう。同和問題は国民のひとりひとり自身が自分自身の問題として真剣に取り組まなければならない共通の課題なのです。

これまで部落の歴史や同和問題の本質について十分理解することなく、誤った部落起源説(異民族異人種説や古代賤民説など)の盲信や、貧しい生活環境その他から得られた先入観によりまして、同和地区の存在を特殊視してきた人びとが少なくありませんでした。

これらの観念や意識の低さから差別的言辭をろうする人びとは論外であります。かりにあらさまで同和地区あるいはその住民に對して差別言動を示さないからといって差別者ではないと、いうことにはなりません。

またなかには、部落差別は、社会の民主化や都市化の進展とともに自然に消滅していくものであるから、この問題を取り上げることには「ねた子を起すことになり」かえって差別を助長することになる

と考える人びとも少なくありません。この考えは「臭いものにはフタ」式のやり方に似ていまして問題の真の解決は期待できません。差別的な言葉をはかないからと云って自分は差別者でないや云う考えや「ねた子を起すな」と云う考えにふくまれていた問題は、同和問題を他人事としてとらえられていることであります。

これらの人びとは、具体的条件が与えられれば、いつ差別者に転ずるか、わからない危険が潜在しています。

さらに同和問題が心理的差別にとどまらず、むしろ実態的差別においてより重要であることを認識するならば、たとえ直接的差別的言動をとらない人でも、実態を結果的にせよ黙認していることは、それ自体加害者の側に加担していることとなります。

「われ関せず」と云う中立的立場は、差別理論からするとありえないのです。

したがって私たちのすべてが、この問題に對して共通のかかわりをもっていることを深く認識されなければなりません。

この続きは次号にてお知らせしますのでよく読んで理解して下さい。

速賀町同和対策室
速賀町教育委員会

8月18日、岡垣町・岡垣中学校を主会場に11種目の競技が行なわれました。炎天下で行なわれた陸上競技では本町速賀中學生が大活躍でした。関係分の上位の成績は次のとおりです。

第15回 速賀郡民体育大会

8月18日、岡垣町・岡垣中学校を主会場に11種目の競技が行なわれました。炎天下で行なわれた陸上競技では本町速賀中學生が大活躍でした。関係分の上位の成績は次のとおりです。

- ◎陸上競技(中學生男子) ▲一〇〇米 ③新井政彦13秒0 ▲八〇〇米 ①原田清生2分23秒③永野和弘2分40秒6 ▲二、〇〇〇米 ①原田清生7分13秒③白石博明7分26秒 ▲八〇〇米R ①速賀中 ▲走幅跳 ①柳野博和5米62 ▲走高跳 ①柴田耕蔵1米60 ▲砲丸投 ②小俣修10米31 ③永野和弘9米25 ▲一〇〇米H ②小俣修15秒4
- (中學生女子) ▲一〇〇米 柴田寿美恵15秒2 ▲四〇〇米R ①速賀中 ▲砲丸投 ①武田明美8米47 ▲八〇〇米 柴田寿美恵3分02秒

児童手当について

児童手当は、日本国内に住所を有する日本国民で、次の要件に該当する場合に支給されますので、まだ請求されていない方、および今後該当された場合は、至急手続きをされますようお願い申し上げます。

○支給額

児童手当の額は、3人以上の児童のうち、出生順に数えて3人目以降である、義務教育終了前の児童1人につき、月額三千元です。なお10月より四千元となります。

○支給条件

児童手当は、3人以上を養育しており、そのうちの1人以上が、義務教育終了前の児童であること。

○受給要件

(1) 18才未満の児童を3人以上を養育しており、そのうちの1人以上が、義務教育終了前の児童であること。

(2) 児童の養育者の所得が基準額

成人・老人検診 実施について

9月30日	速賀川町公民館	新町町公民館
9月26日	老良公民館	広渡公民館
9月24日	旧停公民館	道管公民館
9月17日	浅木公民館	木守公民館
9月17日	場所(午後)	場所(午前)
実施月日	場所(午後)	場所(午前)

検診時間は各場所とも
午前9時30分～11時30分
午後1時30分～3時30分
年令に制限はありませんので全員受診して下さい。

選挙人名簿登録者(定時登録)の書面を縦覧に供します

毎年9月1日を基準日として永久選挙人名簿に登録される定時登録者の書面を次のとおり縦覧に供します。

縦覧期間 9月11日から15日まで

場 所 速賀町役場

なお今回登録される人は、昭和48年9月2日より昭和49年9月1日までの間に満20才以上の者および転入者で昭和49年9月1日現在で引続き3カ月以上本町の住民基本台帳に記録されている人が今回の対象者となります。

役場厚生課福祉係へ印鑑を持参下さい。なお厚生年金加入番号、国民年金加入番号等も必要です。

※公務員、三公社等はその事業所にて手続きして下さい。

防火管理者講習会の実施について

一、日時
昭和49年11月18・19日いずれも9時より16時まで

二、場所
遠賀郡消防本部講堂

三、受講対象者
防火管理者を必要とする事業所の関係者又は業務上防火管理知識が必要な人(定員90名)

四、申込
10月7日から10月12日までに申込書に写真とテキスト代一、二〇〇円を添えて遠賀郡消防本部予防課へ申込み下さい。

※なお郵送による申込みは受付できません。

更生保護援助資金のお礼

罪を犯したが再び過ちをくり返すことのないよう立派に更生させ社会を明るくするという主旨により、資金援助をお願いいたしましたところ、皆様方の暖かいご援助により抛出していただきました資金を遠賀区保護司会へ左記金額をお渡しいたしました。誠にありがとうございました。誠にありがとうございました。誠にありがとうございました。

記

島津 一、五七〇円
若松 三、四〇〇円
鬼津 五、九二〇円
尾崎 三、七九〇円
別府 一、八六〇円
今古賀 三、八二〇円
上別府 四、四四〇円
若葉台 三六〇円
虫生津 七、二九六円
浅木 八、二一〇円
木守 六、七四八円
老良 一、九三〇円
遠賀川 一〇、九六〇円
新町 一二、六九九円
旧停 四、五〇〇円
広渡 六、八九〇円
松ノ本 一、二七〇円
東町 六、四九七円
西町 一、〇四〇円

合計 一〇三、二〇〇円

身体障害者巡回結婚相談の実施について

身体障害者の福祉の向上をはかり、自主更生を助長するため、結婚問題に悩む身体障害者の結婚相談に応じ適切な斡旋を行ない、将来に希望を与えることを目的として巡回結婚相談が実施されます。

1、巡回結婚相談日
○9月26日 水巻町民会館

午前10時～午後3時
2、相談事項
○結婚相談申込に関すること
3、対象者
結婚相談を希望する者で

(1)男子は満18才以上、女子は満16才以上の者

(2)女子の再婚希望者は離婚後6ヶ月を経過している者

4、相談要領

結婚相談を希望する者は原則として近親者又は友人知己による介添申込人を定め、次の品を持参のうえ、係員から結婚相談申込に要する用紙を受領してこれに記入し、自身で申込むこと。

(1)写真：素人写真でもよいが最近のもので障害部位が明確なもの 手札型2枚

(2)戸籍謄本：家族関係を確定できる最近のもの1通

(3)印鑑

(4)身体障害者手帳：身体障害者で手帳をもっている人は持参のこと。

昭和四十九年度身体障害者巡回相談の実施について

身体障害者の更生援護の利便をはかるため、本年度も次の要領で巡回相談が実施されます。

なお巡回相談当日受付の混乱、書類等の誤記がないよう十分整備するため事前に巡回相談申込みの受付をいたすことにしましたので、ご了承のうえ、ご協力下さるようお願いいたします。

1、巡回相談申込み受付日
○9月19日 遠賀町役場保健室
午前10時～12時

代理人でも結構ですからこの指定の日時にできるだけ申込み下さるようお願いいたします。

2、巡回相談内容

(1)身体障害者手帳交付に関する判定(内部疾患を除く)
(2)更生医療の要否判定
(3)補装具の交付又は修理の判定

(4)更生援護又は福祉施設への入所相談

(5)その他更生相談に関する事

3、対象者

身体に機能的障害を有し、身体障害者手帳の交付を受けようとするもの(内部疾患を除く)及び身体障害者手帳所持者で2のうちいずれかに該当する相談の必要のあるもの。

4、巡回相談日

9月26日 水巻町民会館
午前10時～午後3時

※身体障害者手帳所持者は手帳及び印鑑を、その他の方は印鑑を持参すること。

危険物取扱者の保安講習の実施について

一、受講対象者

(イ) 危険物取扱者免状の交付を受けてから三年以上経過している者

(ロ) (イ)以外の危険物取扱者で個人の意志又は事業所等の防火管理の上から受講を希望する者

二、講習期間及び場所

期日	場所	備考
昭和49年10月7日	北九州市小倉北区九洲歯科大学	①講習時間午前10時より午後16時まで
昭和49年10月15日	飯塚市西町飯塚文化センター	②受付時間午前9時より午前10時まで

三、受講手続

(イ) 受付場所 遠賀郡消防本部
(ロ) 受付期間 昭和49年9月10日より9月21日まで

(ハ) 受講手数料 八百円
四、その他

講習について詳細な点は、遠賀郡消防本部予防課へ
電話〇九三 二九(三三)